

制 定 平成 20 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

東住吉区地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 東住吉区における相談支援事業をはじめとする、障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な協議の場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、東住吉区地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、地域の保健、福祉ネットワークの構築に寄与する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 困難事例への対応についての協議調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (3) 地域の社会資源の活用及び改善の検討
- (4) 東住吉区障がい者基幹相談支援センターの運営評価への意見提出
- (5) その他、地域の相談支援体制の充実に必要とされる事項の検討

(組織)

第3条 協議会は委員15名程度で組織する。

2 協議会の委員については、次に掲げるところを基準とし、地域の実情に応じて選定する。

- (1) 障がい（当事者）団体
- (2) 障がい者相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 障がい者雇用企業
- (5) 公共職業安定所
- (6) 就業・生活支援センター
- (7) 区社会福祉協議会
- (8) 身体障がい者・知的障がい者相談員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、障がい者支援に関する知識・経験を有するもの

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

(部会及び連絡会の設置)

第6条 協議会は、分野別に協議を行うために部会及び連絡会を置くことができる。部会及び連絡会の設置並びに運営に関する必要な事項は、委員長が協議会に諮り決める。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があるときは、委員以外の者から意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び出席者は、正当な理由なく、協議会で知り得た秘密等を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、東住吉区役所保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は福祉局障がい福祉課と協議して決める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。